

7月1日から

公共施設敷地内

禁煙となります

第一種施設【学校・児童福祉施設・病院・診療所・行政機関の庁舎等】では、7月1日より



全面禁煙



2020年の全面施行へ向けて、順次進められていきます。

このことで、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、「マナー」から『ルール』へと変わります。皆様のご協力をお願いいたします。



20歳未満の立入禁止

20歳未満の方は喫煙エリアへ立入禁止に

喫煙室の設置が必要

屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要に

標識掲示が義務づけ

喫煙室には標識掲示が義務付けに

●改正の3つのポイント

【望まない受動喫煙をなくす】

受動喫煙者が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【受動喫煙による健康影響の大きい子ども、患者等に特に配慮】

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【施設の種類・場所ごとに対策を実施】

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、提示の義務付などの対策を講ずる。その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。



ひなこ 徳田 雛子 さん (国民健康保険課 庶務給付係)

【今後の抱負】
初めてのことばかりであったという間の2ヶ月間でしたが、毎日充実して業務に取り組むことができている。今後は、市民の皆様とも積極的に関わりながら、信頼していただけるような職員になりたいです。



けい 庭田 圭 さん (高齢者支援課 介護給付係)

【今後の抱負】
介護保険に関する業務は複雑なため、法令・条例に照らしながら、1つ1つ丁寧に取り組むよう心がけています。今後は市民の皆様へのニーズに誠実に、的確に対応できる職員を目指します。

Part 7

2019年度 宮古島市新採用職員を紹介します!



ひかる 嘉手苺 光 さん (税務課 市民税係)

【今後の抱負】
業務の課題をクリアするため、日々努力することを忘れず、仕事に対して責任感を持って取り組み、自己成長につなげていきたいです。今後は、仕事を通じてたくさんの方の学び、地域に貢献できる職員になりたいです。



けんた 元長 賢太 さん (納税課 滞納整理係)

【今後の抱負】
納税課は、個人情報や各種法令に関わる業務が非常に多いため、関係法令の勉強と慎重な業務が求められると感じています。今後は市民の皆様から頼られ、一番の相談相手になれるよう努めていきます。

令和元年度宮古島市職員採用候補者試験案内

【申込書】7月中旬頃配布開始予定

【配布場所】平良庁舎3階総務課窓口 及び 各支所窓口

宮古島市HP: <http://www.city.miyakojima.lg.jp>

■お問合せ

総務課 人事研修係 ☎ 73-1960